

台東区教育委員会 宛

## 台東区施設等利用費請求書（償還払い用） 兼 口座振替依頼書

【 年 月 ～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、台東区内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 課税状況を確認すること。

## 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年	月	日
氏名	印			〒	—	—	—
				現住所			
				電話：	—	—	—

## 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

認定種別（法第30条の4）	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号	認定番号			
生年月日	年	月	日	フリガナ			
年	月	日	～	年	月	日	間の住所
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり	<input type="checkbox"/> 転入した	<input type="checkbox"/> 転出した		氏名			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				年	月	日	

## 3. 償還払いの振込先口座(※1)

区分(※2)	金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
<input type="checkbox"/> 新規(変更)	銀行・信用金庫	支店	口座番号(右づめ)	
<input type="checkbox"/> 継続	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 振込先は**請求者名義**の口座です。請求者と口座名義が異なる場合は、本区指定の委任状を提出してください。

※2 前回の請求と同じ口座を希望する場合は「継続」にチェックをつけてください。（継続の場合、口座情報の記入は不要です。）

## 4. 現在の在籍園（幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・認可外保育施設）の名称等

フリガナ		所在地	〒	—			
施設名称		(区外の場合のみ記入)	電話：	—			
年	月	日	～	年	月	日	間の在籍状況
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入				<input type="checkbox"/> 期間中在籍	<input type="checkbox"/> 途中入園した	<input type="checkbox"/> 途中退園した	
				年	月	日	

## 5. 在籍園以外に利用した認可外保育施設等(※3)

①	フリガナ	施設名	所在地(区外の場合のみ記入)	〒	—
				電話：	—
②	フリガナ	施設名	所在地(区外の場合のみ記入)	〒	—
				電話：	—
③	フリガナ	施設名	所在地(区外の場合のみ記入)	〒	—
				電話：	—

※3 在籍する幼稚園、認定こども園等で預かり保育事業を実施している場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ、在籍園以外の認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

在籍園が預かり保育事業を実施している場合は、上記に該当する場合のみ記入してください。（在籍園が上記に該当するかは、在籍園にご確認いただくか、区ホームページをご確認ください。）

&lt;裏面も記入してください&gt;



6. 私立幼稚園（新制度移行園除く）・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の利用における請求内訳

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)		入園年月日( 年 月 日)		入園料( 円)	
利用年月	今年度分を支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※4	支払った月額利用料(保育料) (c) ※5	支払額合計 (d=b+c)	給付上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
<b>小計 (①)</b>					円

- ※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(10円未満の端数切り捨て)。
- ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※6 月の途中で利用終了する場合は、給付上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、給付上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数としてください。(給付上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

7. 在籍園の預かり保育と認可外保育施設等の利用における請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額 (d) ※8	対象額合計 (c+d) (e)	給付上限額 (f) ※9	請求額 (eとfを比較して小さい方)
	施設に支払った金額 (a)	利用日数	算定基本額 (b) (450×利用日数) ※7	aとbの低い方 (c) ※7				
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	11,300 円	円
<b>小計 (②)</b>								円

- ※7 預かり保育事業は、月ごとに「450円(日額単価)×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額(a)」と「算定基本額(b)」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額(c)」とします。
- ※8 「認可外保育施設等に支払った金額(d)」は、※3のとおり、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※9 給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

8. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用における請求内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った金額(保育料) (a) ※10	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った合計利用料 (b)	支払額合計 (c=a+b)	給付上限額 (d) ※11	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
<b>小計 (③)</b>					円

- ※10 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※11 給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号の場合は月額37,000円(幼稚園、認定こども園等に在籍している場合は11,300円)、第3号の場合は月額42,000円(幼稚園、認定こども園等に在籍している場合は16,300円)です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市区町村間の転入の場合、月額の給付限度額は次の通りとなります。
  - ・途中で認定期間が終了する場合
    - または別の市区町村へ転出する場合の限度額：上記の給付上限額×転出日までの日数÷その月の日数
  - ・途中で認定期間が開始される場合
    - または別の市区町村から転入した場合の限度額：上記の給付上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

9. 施設等利用費の請求額(合計)

円 (上記の小計①～③の合計金額)

10. 添付書類の確認

該当する以下の必要書類をすべて添付し、確認欄にチェックをつけてください。(書類に不備等があると、支払いが遅れる場合があります。)

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(利用した施設の領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書)
<input type="checkbox"/>	活動報告書(ファミリー・サポート・センターを利用した場合のみ添付が必要)